

平成25年第1回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成25年4月18日（木曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成25年4月18日午前9時00分	議 長	岩 下 孝 嗣 君		
	閉 会	平成25年4月18日午前9時56分	議 長	岩 下 孝 嗣 君		
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	山 口 定 君	○	2	脇 山 奉 文 君	○
○ 出 席	3	池 田 道 夫 君	○	4	脇 山 伸 太 郎 君	○
× 欠 席	5	友 田 国 弘 君	○	6	渡 辺 一 夫 君	○
× 不 応 招	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 12名	9	上 田 利 治 君	○	10	中 山 敏 夫 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	岩 下 孝 嗣 君	○
会議録署名議員	2 番	脇 山 奉 文 君		1 番	山 口 定 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	古 舘 秀 喜 君	
	管 理 統 括 監	小 野 茂 行 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	西 立 也 君	
	税 務 課 長	杉 谷 裕 子 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	池 田 則 子 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	前 川 公 望 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	青 木 敏 治		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

平成25年第1回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年4月18日 午前9時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第26号 監査委員の選任について
- 日程4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例）
- 日程5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（国民健康保険税条例）
- 日程6 議案第29号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する協議について

午前9時 開会

○議長（岩下孝嗣君）

おはようございます。ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成25年第1回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（青木敏治君）

〔朗読省略〕

○議長（岩下孝嗣君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって、御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（岩下孝嗣君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、2番脇山奉文君、1番山口定君を指名いたします。

以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は人事案件ですので、討論を省略して採決したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

御異議なしと認めます。よって、討論を省略して、直ちに採決いたします。

議案第26号 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（岩下孝嗣君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程4 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例）

○議長（岩下孝嗣君）

日程4. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第27号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例の一部を改正する条例でございます。

専決理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布をされ、平成25年4月1日から施行されることになりましたが、これに伴います条例の施行日までの緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

なお、条例の詳細につきましては、杉谷税務課長から説明をさせますので、どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩下孝嗣君）

杉谷税務課長。

○税務課長（杉谷裕子君）

それでは、玄海町税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

まず、3ページの新旧対照表をお開きください。

初めに、固定資産税の納税義務者等で、第54条第5項の改正でございます。まず、このページ3ページから5ページの上段までである第5項の固定資産税の納税義務者等の内容でございますが、土地区画整理法及び土地改良法により、換地事業等を実施し、仮換地等の指定があった場合には従前の土地の所有者に課税し、換地処分等の公告があった日から取得したものが所有者とみなして課するとされております。これが3ページから5ページの上段までにある内容でございます。

今回の改正につきましては、土地改良事業の中に含まれている、これは3ページのところでございます、括弧書きの中のアンダーラインの部分で、旧独立行政法人緑資源機構法及び旧農用地整備公団法で行う事業であります。これらの法律が改正や廃止がなされ、経過措置が設けられておりましたが、業務が独立行政法人森林総合研究所に継承されたことに伴い、本則であります地方税法第343条第6項で、この部分が削除されました。それに伴い、本条例も削除するものでございます。

以上が第5項の内容でございます。

続きまして、5ページをお開きください。

第131条の特別土地保有税の納税義務者等につきましても、先ほどの第54条第5項と同様の内容により改正するものでございます。

続きまして、次の6ページをお開きください。

附則の改正でございますが、アンダーラインの部分につきましては、今回、地方税法附則第15条各項の改正により、項の繰り上げ及び追加により改正するものでございます。

今回、一番下段のほうに、新たに追加した第10条の2第3項でございますが、地方税法附則第15条第37号が新たに追加されたことに伴い、これに規定したものでございますが、この内容でございます。備蓄倉庫に係る固定資産税を軽減するものでございまして、市町村と管理協定した備蓄倉庫に対して課する固定資産税の課税標準額を評価額の3分の2と軽減して課するものでございます。これが今回新たに追加されたものでございます。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、附則として、施行期日第1条、この条例は平成25年4月1日から施行するとしております。

続きまして、固定資産税に関する経過措置でございますが、第2条第1項は特段の定めが

あるものを除き、改正後の玄海町税条例の規定中、固定資産に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産に適用し、平成24年度分までの固定資産については、なお従前の例によるとしております。

2項につきましては、新条例附則第10条の2第3項の規定、これは先ほど附則で説明いたしました備蓄倉庫に係る固定資産税の軽減でございます。これは平成25年4月1日以後に市町村と締結される協定倉庫に対して、平成26年度以後の年度分の固定資産税に適用するというふうにしております。

最後に、第3項でございますが、地方税法附則第15条の9第1項は、耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の軽減でございます。

平成25年4月1日前に耐震改修契約が締結され、同日以後に完了する場合は、条例附則第10条の3第6項の規定中、「書類及び」とあるのを、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、どうか審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

これより質疑に入ります。4番脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

まず、1ページの協定倉庫、附則の第2条2項にですね、「協定倉庫」という文言がありますが、その協定倉庫について、まず御説明願います。

○議長（岩下孝嗣君）

杉谷税務課長。

○税務課長（杉谷裕子君）

備蓄倉庫でございますが、この備蓄倉庫につきましては、先ほど説明をした市町村と協定をした倉庫というものでございまして、それが協定倉庫というものでございます。これにつきましては、災害時用に備蓄、いろんな災害用の荷物等を置く倉庫でございまして、大きな倉庫で市町村と提携をしたそういう倉庫を協定倉庫というふうに言います。

○議長（岩下孝嗣君）

大きな倉庫で、面積とか容量とか、そういうと規定のあろうだ。大きな倉庫で、どこまでが大きいか、個人差のあるた。それを言ってください。

○税務課長（杉谷裕子君） 続

この協定倉庫といいますのは、市町村と締結をするというところでございまして、市町村と計画等を作成しまして、その倉庫による面積等や建物等を市町村と契約し、これを認めたものでございまして、その大きさにつきましては、市町村と協議をするというふうになっております。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

大きさの定義はないわけですね。

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

市町村と協議したところで協定倉庫という形で認められるということですが、玄海町にですね、例えば、これに係る協定倉庫というのが今現在あるんでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

杉谷税務課長。

○税務課長（杉谷裕子君）

先ほどの御質問でございますが、玄海町では今まだ契約した倉庫というのはございません。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

3ページに書いてあります文言の削除ですね、独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法という形に旧の独立行政法人のあれが名前が変わったもので文言が削除されているものだと思っております。また、仮換地等についての説明がありますが、それを踏まえまして、例えば、農業委員会にいてわかったんですけれども、違法に玄海町の場合、農地を勝手に宅地にしたり、雑種地、山林みたいになっているところがありますが、そういった場合、これとはちょっと固定資産税の形で聞きますけれども、換地の問題でもありますが、そういった場合はさかのぼって課税されるものか、この条例にありますように、そのまま現況で課税されるものか、その点についてどんなでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

杉谷税務課長。

○税務課長（杉谷裕子君）

課税の件でございますが、課税につきましては、税務課のほうでは1年に1回現地を調査するというふうになっておりますので、現地を調査し、課税をいたしております。そのときにわかったときに課税をいたしております。しかしながら、農業委員会等で指導等があり、それでもなお台帳どおりの現況に復旧しない悪質な場合については、さかのぼって課税するという場合もございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

わかったところでは、現況で課税されるということ、また、悪質であればさかのぼって、そういった事例てあんまり今までなかったと思いますし、実際は罰金がありますけれども、罰金も取ることなかったというのをこの前の3月議会やったですかね、それでも答弁なされました。

また、固定資産税に関しまして、地価の公示価格が毎年ずっと下がっていますよね。これはもう佐賀県だけじゃなくて、全国ほとんど下がっていますし、佐賀新聞等でも掲載されますからわかりますが、これについて3年ごとに見直されていますし、税収に関して、やはりそれも下がっていると思うんですよ、公示価格を標準地価と見て課税されますから。これにつきまして下がっているのはもちろんだと思いますが、ちょっとこれも前もって言うておけばよかったですけど、下がっているのは間違いないですけど、どのくらい見直し後ずっと下がっていますかね。ちょっとわからなければ、それは答弁なくてもいいですけども。

○議長（岩下孝嗣君）

杉谷税務課長。

○税務課長（杉谷裕子君）

地価公示につきましては、先ほど脇山議員さんおっしゃられますように、宅地だけで申しますと、玄海町につきましては、24年度は平均で96%ぐらい下がっております。（11ページで訂正）これを課税に直すというところでございますが、課税につきましては、新たに宅地となった分、地目変更がなされた分というようなこともありますので、その下がった部分だ

けでどれくらい下がったかということとはちょっとわかりませんが、土地につきましては、やはり少しずつ税収は下がってきておるような状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

課税標準がだんだん下がっているということで、先ほど課長答弁で96%下がったじゃなくて、96%に下がったということですよ。4%下がったということで理解したらいいですよ。

質問は以上です。

○議長（岩下孝嗣君）

今のはどうですか、課長。杉谷税務課長。

○税務課長（杉谷裕子君）

先ほど言われましたように、96%まで下がりました。

○議長（岩下孝嗣君）

4%下がりましたて言えばよか。

○税務課長（杉谷裕子君）続

下がったのは4%でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第27号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩下孝嗣君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 5 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（国民健康保険税
条例）

○議長（岩下孝嗣君）

日程 5. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第28号 専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によって、これを報告し、御承認を求めるとでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

専決理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布をされ、平成25年4月1日から施行されることになりましたが、これに伴います条例の施行日までに緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

なお、条例の詳細につきましては、池田保健介護課長から説明をさせますので、どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩下孝嗣君）

池田保健介護課長。

○保健介護課長（池田則子君）

それでは、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本来ならば、議案の新旧対照表で説明するべきところですが、改正後の金額等をわかりやすくするために、お手元に差し上げております資料により御説明いたします。

まず、国民健康保険税は、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の3つで構成されております。今回の改正につきましては、医療給付費と後期高齢者支援金の特定世帯に関するものでございます。

特定世帯とは、資料の枠外、※1にお示ししておりますように、国保に加入していた方が後期高齢者医療保険に移られたことにより、その世帯で国保単独世帯になる世帯を言います。

現行の特定世帯は、黄色の部分で示しておりますが、平成20年4月から平等割額を一般世帯の2分の1を軽減しまして、5年間の適用となっております。

今回、激変緩和措置としまして、引き続き軽減をするもので、新たに緑の部分になりますが、特定継続世帯が追加されたものでございます。

特定継続世帯とは、一番下の※2にお示ししておりますように、特定世帯が5年以上続く世帯をいいます。特定継続世帯は3年間、平等割額を一般世帯の4分の1を軽減するものでございます。ここは新旧対照表の3ページに当たり、第5条第1項第1号の条文となっております。

では、医療給付費の分の緑の部分をごらんいただきたいと思えます。

特定継続世帯の平等割額は、一般世帯24千円の4分の1が軽減されますので、ここに18千円と示しております。

また、所得の低い世帯につきましては、7割軽減世帯は12,600円、5割軽減世帯は9千円、2割軽減世帯は3,600円の軽減となっております。この条文については、この表にお示ししているとおりでございます。

次に、後期高齢者支援金分の緑の部分をごらんいただきたいと思えます。

特定継続世帯の平等割額は、一般世帯8千円の4分の1が軽減されますので、6千円となっております。7割軽減世帯が4,200円、5割軽減世帯が3千円、2割軽減世帯は1,200円の軽減となっております。この条文についても、表にお示ししているとおりでございます。

また、軽減後の保険料については、右端のほうに、少し小さいですが、記載しております。議案の2ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日、第1条、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしております。

適用区分、第2条ですが、改正後の玄海町国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。どうか御審議の上、原案どおりの御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（岩下孝嗣君）

これより質疑に入ります。4番脇山伸太郎君。

○4番（脇山伸太郎君）

後期高齢者制度が始まってですね、平成20年度からですから、ちょうど5年で特定継続世帯が今からその世帯という形ができるものだと思います。最初、条例を読んでいても、はっきりとよくわからなかったです。先ほどの説明資料をもらって、やっとある程度わかったんですが、特定世帯の特定継続世帯、平成25年度は大体何世帯ずつあるのでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

池田保健介護課長。

○保健介護課長（池田則子君）

それでは、特定世帯数についてお答えいたします。

4月現在の状況ですが、特定世帯55世帯、特定継続世帯45世帯となっております。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

こうして軽減措置を受けられる方が全部でちょうど100世帯あるということですね。特定世帯があるということのも実際、後期高齢者医療制度ができて、実際私たちもよく理解していなかったんですけれども、もともと後期高齢者医療制度ができて、この特定世帯という形もできたと思うんですが、やはり後期高齢者の方が国保から移動するというので、この軽減措置はされているんですが、その大きな意味ですね、軽減された意味というのはやはりどんな意味でこのように特定世帯とですよ、それを継続して特定継続世帯ができたと思うんですが、その大きな概念というのはどんなふうにしてこれが軽減措置ができたんでしょうかね、それがわかられたら御答弁願います。

○議長（岩下孝嗣君）

池田保健介護課長。

○保健介護課長（池田則子君）

今の御質問、特定世帯ということの後期高齢者と関連しておりますが、大きな意味ということでお聞きでございますが、例えば、この特定世帯というものは、あくまでも2人世帯が1人世帯になるということで、どうしても世帯割の平等額というのは保険料が設定されるということで、今回、後期のほうに移られても、それぞれが世帯の割合を出すということで、

かなり負担になるかと思えます。そういう意味で、こういう制度がつくられたのじゃないかと思っております。

以上で終わります。

○議長（岩下孝嗣君）

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第28号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩下孝嗣君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程6 議案第29号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託 に関する協議について

○議長（岩下孝嗣君）

日程6. 議案第29号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案第29号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第252条の14の規定により規約を定めまして、ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務を唐津市に委託するに当たり、同法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、その協議について議会の議決を求めるも

のでございます。

玄海町と唐津市との間におけるペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する規約についてでございますが、次のページに事務の委託に関する規約案を添付いたしておりますので、参照のほどよろしくお願ひしたいと思います。

なお、附則といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行いたしまして、平成27年3月31日限りでその効力を失うというものでございます。

本件につきましては、地方自治法の規定により、議会の議決を経なければならないとされており、さきの3月定例会において議決をいただかなければならない案件でございましたが、失念により、上程そのものをいたしておりませんでした。これはひとえに当局の単純なるミスでございます。弁解の余地もございません。まことに申しわけございません。

今後、このような御迷惑をおかけすることのないよう、再発防止を徹底してまいる所存でございます。このたびの件につきまして、おわびを申し上げますとともに、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岩下孝嗣君）

これより質疑に入ります。10番中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

今の話を聞いておりますと、あつてはならないことだと思ひますが、まず、ここに至った経緯というのはどういった形でなっているのかですね。まずは唐津のほうからいろいろな書類や話をする経緯があつたと思ひているんですが、まず、ここに至った経緯としてはどういった経緯でこうなつたのでしょうか。

○議長（岩下孝嗣君）

小山生活環境課長。

○生活環境課長（小山康人君）

おはようございます。御答弁いたします前に、謝罪をさせていただきます。よろしくお願ひします。

昨年度末の平成25年3月31日までの本町と唐津市におけるペットボトルの分別収集及び再資源化に係る事務の委託に関する協議につきましては、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間で失効するというものでございました。本件につきましては、本年3月の第1回定例会に議案を上程し、御承認をお願いするところでもございました。先ほど町長から

の御説明もありましたように、失念によりまして、議案上程をいたしておりませんでした。

さらに、このことを上司に報告を怠ってしまい、きょうに至ったことによりまして、議員の皆様、住民の皆様にも多大な御迷惑をおかけする結果になってしまいました。このことにつきましては、大変申しわけございませんでした。深くおわび申し上げます。

今後は二度とこのようなことが発生しないように、課内会議の中で所管担当業務について、課内全員で再確認を実施し、的確な事務処理となるように一生懸命努力する所存でございます。よろしく願いいたします。申しわけありませんでした。

それから、先ほどのここに至った経緯という御質問でございますけれども、この件につきまして、3月27日にこのことを知りましたけれども、このことを私が上司に報告していなかったこととございます。本当に大変申しわけありませんでした。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

課長、経緯はそれだけ。経緯を尋ねよらすとぞ。

○生活環境課長（小山康人君）続

経緯というのは、先ほど言いましたように、本来このことにつきましては3月議会の議案として上程することを私が忘れていたことで、また、このことを知ったとき、3月27日でございますけれども、このことを上司に報告していなかったというのが経緯でございます。

以上でございます。済みません。

○議長（岩下孝嗣君）

池田政策統括監。

○政策統括監（池田正彦君）

私のほうから少し補足を申し上げます。

今、生活環境課のほうから御説明がありましたように、事実を確認できたのが3月27日というようなこととございますが、それ以前に1月の中旬ぐらいに、今年の3月31日で現在の協議書の期間が今年25年の3月31日で失効することになります。今後、25年度以降どのようにされますかという問い合わせが唐津市のほうから参っておりました。で、それについては翌年度以降も継続してお願いしたいというようなことで公文でも提出をしておったわけとございますが、と同時に、当然、唐津市のほうでも協議については議案の承認をされます。そういったことで、そのことについては本町の対応としては、継続の依頼文書、お願い文書

を出したということで、それによって継続されるというように解しておったというのが事実でございます。

そういったことでございますので、何分、その折に庁内、上司まで報告がなされておれば、違った対応になったかとは思いますが、先ほど来、課長のほうの答弁からありましたように、24年度中にも報告がなされなかったというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

恥ずかしい話で、唐津も議決をしていると思いますね。そういう中で、本町として議会議決を受けなかったということなんです。そういう中で、今、担当課がされて、課長はよく、ずっと私、話は聞いて謝罪も受けておりましたけれども、やはり指摘はしなくちゃならないということは私は申しておりましたが、やはりここに至った、今、統括監も説明をいただきましたが、そういう時点の中で、どこで条例として提案がされなかったのかですね。委託事務に対するですね。それが私は問題だと思っているんです。課長が答弁は3月27日に知ったということですね。ということは、3月27日までは課内でどうだったのかということなんです。だから、私としては、私が思うには、いつもこういったことが起こっておる。消防でも何でもずっと、本町はずっとそういったことがなっている。また、古賀総務課長の折には、行政改革、各分野で総務課のほうでは車検でも何でも表にして出している、そういった形を言っていたやさきのことなんです。できてしまったことは仕方がない、あとは再発防止なんです。それしかありません。しかし、そうなったことをやはり各課でもう一度、どこの課でもやらないと、町長、これは行政改革になっていませんよね。そういったことを町長は先に言われました。再発防止をしなくてはならないと、冒頭に謝罪もされましたが、本当に各課内にこの行政改革、グループ制が滞っているんじゃないかというふうな形しかあらわれていませんよね。やはり再発防止については、町長として各課の課長を一回また集めてですよ、もう一度、こういったことがないようなことをやらないといけないと思いますね。その点についても答弁いただきたいということと、今、ペットボトルを、委託契約していないわけですから現状はどこかに置いてあるわけですね。その辺についてはどういうふうになっているのか。

まず、課長のほうから答弁いただいて、最後に町長にお伺いしたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

小山生活環境課長。

○生活環境課長（小山康人君）

先ほどの玄海町の現在の状況だと思いますけれども、玄海町の現在のペットボトルの状況につきましては、ストック率61%という数字でございますけれども、この61%というのは、私たちが使用していますボックス、ミリ単位で900ミリ、900ミリ、900ミリの四角形でございます。この容量が約25キロ程度入ります。この25キロを100%とした場合に、これが玄海町に40個ございます。この割合でいきますと、先ほど言いました61%ぐらいのストック率でございます。量にいたしまして、約600キログラムです。現在のペットボトルの玄海町の状況は以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

どこに置いちゃると。

○生活環境課長（小山康人君）続

現在、職員が見回って、ボックスがいっぱいになったところにつきましては、役場の倉庫の裏に持ってきてストックしております。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

はい、わかりました。先ほど課長が3月27日に知ったということですよ。で、上司に報告しなかったということは、課長がしたのが3月27日ということですかね。ということは、統括監の説明では1月末ごろには来ていたという話だったですよ、2人の話はですね。そうすると、課長のほうに通知がわかったのが27日、それまでの経緯がやっぱり職員が担当しておったということかな、そうですね。そうですね。

ということは、課長にもお聞きしたいのは、再発防止はどうするかということは町長は全体のことをお聞きしたいわけですがけれども、課長に、課内でのこういったことが起きないような再発防止としてはどういうふうにしているのか、課長に聞いて、町長に聞いて終わりたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

小山生活環境課長。

○生活環境課長（小山康人君）

今後の生活環境課の対応といたしましては、こういった長期契約の件につきまして、再度見直して調査をし、台帳等作成し、また、課内でそういう会議を徹底して、今後こういうことがないように再度課内で重々話し合っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩下孝嗣君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

議案の説明の折にも申し上げました。大変本当に皆さんに御迷惑をおかけしました。大変申しわけありません。

そして、今、御指摘をいただいたとおりに、行政改革大綱を3月議会で皆さんに御理解をいただきました。そのことを踏まえた上で、このような不祥事を起こしたということについて、非常に反省を含めて、さらなるやはり改善策を対処していきたいというふうに考えております。

今、中山議員から御指摘をいただいたように、課長会でもう一回しっかりと練り合わせをさせていただいて、課長さん方にしっかりとした徹底をしていただくことをまず最初の道筋としてさせていただきたいというふうに思っております。

と同時に、グループ制といいますか、連携のとり方を少しやはり要領よくやれるように、私も職員研修の再見直しも含めて、今回やらせていただいて、こういったことが二度と起きないように再発防止を徹底させていきたいと考えておりますので、議会のほうでもお気づきの点がございましたら、また御指摘をいただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

本当に今回大変申しわけありません。

○議長（岩下孝嗣君）

中山敏夫君。

○10番（中山敏夫君）

古賀総務課長はもう佐賀に行かれましたがね、いいことを言っていられましたよね。消防

車や車検については、ちゃんと各課で表をつくって対応すると。ということであればですよ、私も課長に言ったんですよ。やはりそういった契約あたりも2年ごとで職員はかわるでしょう。いろいろかわって、申し伝えも大変かもしれませんがね、やはりそういった表的なものもつくって、もう二度とこういったことが起こらないようお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（岩下孝嗣君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩下孝嗣君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第29号 ペットボトルの分別収集及び再商品化に係る事務の委託に関する協議については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩下孝嗣君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成25年第1回玄海町議会臨時会はこれにて閉会いたします。

午前9時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員